# ゆうせい共済

YUSEI KYOSAI



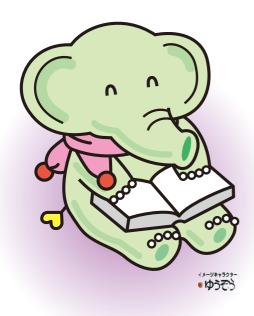
# 日本郵政共済組合モバイルサイトをご活用ください

#### ご利用方法

- 1 アドレス(URL)を直接入力 http://www.yuseikyo-m.jp
- 2 2次元コード (QRコード) から読み取り

※2次元コード対応の カメラ付き携帯電話 をご利用ください。





# ● 生活を応援します!

宿泊施設でロフレッシュを!!.....

| II/I/I/III                  | _ |
|-----------------------------|---|
| 通話料無料で電話相談ができます!            | 3 |
| がん検診費を助成します <i>。</i>        | 4 |
| 任意継続組合員の方へ各種検診費を助成します       | 4 |
| メタボ健診を受けましたか?               | 5 |
| 「みらい」の一時積増を申し込んだ方へ          | 5 |
|                             |   |
| ● 共済組合への各種届出について            |   |
| 「被扶養者認定の取消しなの?!」とあわてる前に!    | 6 |
|                             |   |
| 限度額適用認定証等の返却はお済みですか?        | 7 |
| 限度額適用認定証等の返却はお済みですか?        |   |
|                             | 8 |
| 退職の際は忘れずに!(60歳未満で退職される皆さまへ) | 9 |
| 退職の際は忘れずに!(60歳未満で退職される皆さまへ) | 9 |

日本郵政共済組合 (共済センター) への連絡先など …………………… 12

- 子どもが生まれたときや被扶養者の方が就職したときなどは、勤務先への届出とは別に、共済センターへ30日以内に被扶養者申告書を提出してください。
- ご本人が退職したときや被扶養者の方の資格がなくなったときは、速やかに保険証 カード(組合員証又は被扶養者証)を共済センターへ返却してください。



# 宿泊施設でリフレッシュを!!

組合員と被扶養者の皆さまは、かんぽの宿等を割引料金で、KKRホテルズ&リゾーツを組合員料金 で、それぞれ利用できます。全国各地への行楽でリフレッシュを!

《助成担当》

| 施設                             | 料金   | 利用方法                         | 施設ホームページ又は連絡先                                  |
|--------------------------------|--|------------------------------|--|
| かんぽの宿                          | 1泊につき<br>2,000円引き<br>※かんぽの宿につい<br>ては、ご利用日等に<br>より1,500円引き<br>の場合があります。 | 宿泊する施設に直接予約し<br>て共済組合員証を提示し、 | 「かんぽの宿」で検索                                     |
| ペンション<br>(日本ペンション協会)           |  |                              | 「日本ペンション協会」で検索                                 |
| 沖縄指定宿泊施設                       | ※ラフレさいたまは<br>1,500円引き  | 施設備え付けの用紙に必要事項を記入する。         | 共済組合のホームページから<br>「沖縄指定宿泊施設」を検索                 |
| 東急ホテルズ                         | 一般客室料金から<br>40%引き  |                              | 「東急ホテルズ」で検索<br>予約センターもあります<br>TEL 0120-21-5489 |
| KKRホテルズ&リゾーツ<br>(国家公務員共済組合連合会) |  |                              | 「kkr」で検索                                       |



かんぽの宿 いわき



# 通話料無料で電話相談ができます!

組合員と被扶養者を対象に、各種電話相談を実施しています。無料でかけられますので、どうぞご活用 下さい。

《助成担当》

|                  | 相談事項                         | 問合せ先         | 受付時間   | 対応者                     |
|------------------|------------------------------|--------------|--|-------------------------|
| 心の健康電話相談         | メンタルヘルスに<br>関すること            | 0120-84-5225 | 月〜金 9:00〜21:00<br>土 10:00〜18:00<br>(日曜・祝日は休み)                                  | 部外専門機関の カウンセラー          |
| ヘルシーダイヤル         | 健康・医療・介護・<br>福祉に関すること全般      | 0120-36-2772 | 24時間年中無休   | 医師、保健師、<br>介護士、<br>栄養士等 |
| ファミリーケア・<br>ダイヤル | 育児・介護・税務・<br>くらしに関するこ<br>と全般 | 0120-530-110 | 育児・介護相談:<br>24時間年中無休<br>税務相談・<br>くらしのなんでも相談:<br>月~金10:00~18:00<br>(土・日曜・祝日は休み) | 保育士、<br>介護福祉士、<br>税理士等  |

※それぞれ携帯電話やPHSからも利用できます。





# がん検診費を助成します

組合員と被扶養者で満30歳以上の方には、人間ドックや脳ドックのほか、がん検診を受診した場合も検診費の助成を行っています。助成を請求する場合は、所定の請求書に領収書(原本)等を添付し、共済センター助成担当へ送付してください。

※対象となるがん検診の種類等の詳細については、11ページをご覧ください。

《助成担当》



# 任意継続組合員の方へ各種検診費を助成します

任意継続組合員本人が、人間ドック・がん検診・脳ドックを受診した場合、検診費の一部を助成します。 助成を請求する場合は、所定の請求書に領収書(原本)等を添付し、共済センター助成担当へ送付してく ださい。

## 1 助成対象者

検診を受けようとする年度の4月1日現在、満30歳以上で受診当日に任意継続組合員本人である方

## 🙆 助成金額

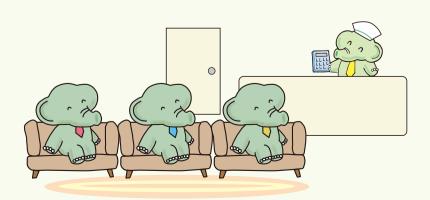
- (1)人間ドック/25,000円
- (2)がん検診/3,500円 ※対象となるがん検診の種類等の詳細については11ページをご覧ください。
- (3) 脳ドック/20,000円(頭部MRI・MRAに限る)

## 6 助成回数

年度内1回限り

※詳しくは、共済組合ホームページをご覧いただくか、共済センターへご連絡ください。

《助成担当》





# メタボ健診を受けましたか?

今年7月に被扶養者等の対象者の方全員に、メタボ健診(特定健康診査)受診券を発送しましたが、も う受診されましたか?

まだ受診されていない方は、この機会にぜひ受けましょう。(健診費の自己負担はありません)

また、メタボ健診の結果によって「特定保健指導利用券」が届いた方は、特定保健指導を利用し、生活 習慣を見直しましょう! (一部自己負担があります)

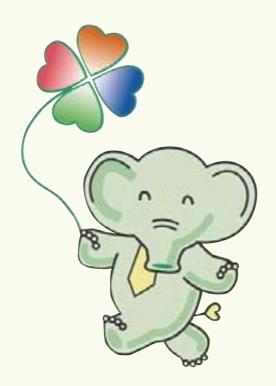
※詳しくは受診券及び利用券に同封の案内冊子をご覧ください。

《助成担当》



# 「みらい」の一時積増を申し込んだ方へ

平成23年1月末頃、団体積立年金保険「みらい」の一時積増を申し込まれた方のご住所あてに払込取扱票を送付しますので、期限内に払い込んでください。



《貸付・みらい担当》



# 「被扶養者認定の取消しなの?!」とあわてる前に!

「向こう1年間」の収入が130万円(障害年金受給者や60歳以上の公的年金受給者は180万円)を超える方は、被扶養者になることができません。

# 既に収入限度を超えていた場合のデメリットは?

さかのぼって被扶養者認定の取消しを行うことにより、共済組合が負担した医療費の7割~9割分の返還が発生するほか被扶養配偶者(共済組合員の配偶者)は国民年金保険料の未納期間が発生します。

# あなたの家族は大丈夫? <認定取消し簡易チェックシート>

| □ 正社員として採用された(正社員と同等の雇用条件で雇用契約等を結んだ)        |
|---|
| □ パートやアルバイトで、向こう1年間の収入(給与、手当、通勤費等含む)が130万円  |
| (月額108,334円×12月)を超えることになった                  |
| (⇒月額の給与に変動がある場合の収入の算出方法についてまとめました。11ページを参照  |
| してください)                                     |
| □ 雇用保険を受給し始めた(日額3,612円以上)                   |
| ※雇用保険の年額=日額×360倍 として換算し、日額3,612円以上受給している間は、 |
| 期間の長短にかかわらず、認定取消しとなります。                     |
| □ 他の健康保険に加入した                               |
| □ 自営業を開始し、向こう1年間の収入が130万円を超えることになった         |
| ※ 所得税法上と共済組合では認められる必要経費が異なります。              |
| 詳細はコールセンターへお問い合わせください。                      |
| □ 別居し、送金等の生活の支援も行っていない                      |
| □ 75歳になった(長寿医療制度の対象となった)                    |
| □ 亡くなった                                     |
|   |

上記のいずれかに☑が入る方は、「被扶養者申告書」「証明資料」に被扶養者証(カード)を添付して、共済センター被扶養者・任継担当あて送付してください。

# 認定取消し後、無保険状態となる場合は国民健康保険及び国民年金への加入が必要です!

被扶養配偶者であった方が認定取消し後に会社等の健康保険に加入しないときは、国民健康保険及び 国民年金の第1号被保険者への種別変更手続も必要ですので、お忘れなく! 詳しい手続については、各市区町村へお問い合わせください。

《被扶養者·任継担当》

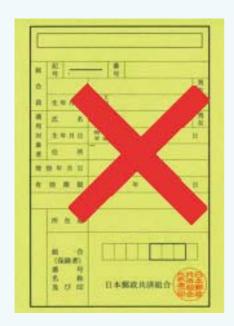




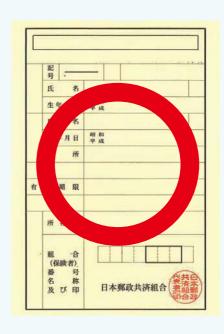
# 限度額適用認定証等の返却はお済みですか?

限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の3種類の証書は本 年10月にすべて切り替えとなるため、レモン色の新しい証書を9月上旬に送付しました。

本年10月1日以降、もえぎ色の旧証書は使用できませんので、まだお持ちの方は速やかに共済セン ター被扶養者・任継担当へ返却してください。





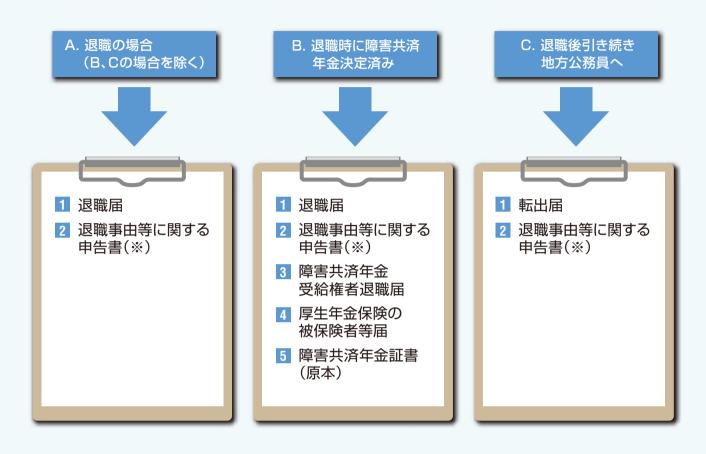


《被扶養者·任継担当》



# 退職の際は忘れずに!(60歳未満で退職される皆さまへ)

《60歳未満で退職した場合の提出書類》



(※)退職事由等に関する申告書は、退職日の翌日以降に、所属長が証明しているものを提出願います。

60歳未満で退職した方は、任意継続組合員(医療保険制度のみの組合員)となる場合であっても、共済年金の適用期間を登録するため、退職後速やかに「退職届」に必要書類等を添付し、共済センター年金担当あてに送付してください。

- \*次に該当する方は、退職届を提出する必要はありません。
  - ・退職した翌日に、引き続き他の国家公務員共済組合に加入する方。
  - ・60歳以上で退職される方。(退職共済年金を請求してください。)
  - ・退職した翌日に引き続き再雇用フルタイム勤務社員となる方。(共済組合員の資格が継続します。)

《年金担当》



# 氏名、住所、振込口座の変更の届出について

≪社員(組合員)の方が氏名、住所等を変更したとき≫

郵政グループ会社に勤務している社員(組合員)が氏名、住所又は給与振込口座を変更した際は、勤務先の総務担当の方への各種届出書類の提出が必要です。

届出内容が集約センター(集約支店)等で総合人事システムに登録されることにより、共済システムに登録の氏名、居住地住所又は振込口座も変更され、変更後の氏名の組合員証が発行されたり、共済組合からの各種送付物の送付先住所又は各種給付金等の送金先口座として使用される仕組みとなっています。

(注) かんぽの宿等の総合人事システム管理対象外の事業所等に勤務する社員(組合員)は、下表の次に記載されている手続を参照してください。

#### ≪被扶養者、任意継続組合員の方が氏名、住所等を変更したとき≫

共済センターへ所定の届出書類を送付する必要があります。共済センターでは、それらの書類に基づき、被扶養者証や任意継続組合員証の発行、各種送付物の送付先住所等の登録の事務処理を行います。

| 対象者   |   | 氏名変更  | 住所変更                   | 振込口座変更      |
|---|---|---|------------------------|-------------|
| 社員(組合員)   |   | 「氏名変更届」   | 「居住地変更届」               | 「給与振込取扱依頼書」 |
|   |   | 提出先:勤務先事  | 1                      |             |
| <br>  <del>(</del> :  | ·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>·<br>· | 「氏名等変更届出書」  | 「振込口座·住所               | 新規·変更届出書」   |
|   | 送付先: 共済センター 被扶養者・任継担当   |   |                        |             |
|   |   | 「氏名等変更届出書」  |                        |             |
|   | 被扶養者  | 送付先: 共済センター<br>被扶養者・任継担当  |                        |             |
|   | 被扶養配偶者<br>(20歳以上60歳未満   | 「国民年金第3号被保険者<br>氏名変更(訂正)届」  | 「国民年金第3号被保険者<br>住所変更届」 |             |
|   | の方に限る)  | 送付先:共済セン  | ター 被扶養者・任継担当           |             |
| 退職後、退職共済年<br>受給までの間に氏名<br>は住所を変更された。<br>(任意継続組合員の<br>は、上の「任意継続組<br>員」欄の届出も必要) |   | ①「住所・氏名変更届」<br>②氏名又は住所変更の手続<br>送付先:<br>①国家公務員共済組合連合会(KKR)<br>〒102-8082<br>東京都千代田区九段南1-1-10九段合同庁舎<br>電話03-3265-8141(代表)<br>(注)様式については、KKRにお問い合せください。 |                        |             |
| , ()  |   | ②最寄りの年金事務所<br>手続の詳細は最寄りの年   | 金事務所にご確認ください。          |             |

#### 総合人事システム管理対象外の事業所等と社員(組合員)の手続

- ○日本郵政株式会社の宿泊関係(宿泊事業部、かんぽの宿、かんぽの郷、ラフレさいたま)
- ○独立行政法人郵便貯金·簡易生命保険管理機構

これらの事業所等に勤務している方が氏名、住所等を変更したときは、勤務先へ所定の届出書類を提出するとともに、共済センターへ「氏名等変更届出書」又は「振込口座・住所 新規・変更届出書」を送付してください。

被扶養者等の方についての届出は、上の表を参照してください。

社員(組合員)が氏名を変更された際は、振込口座として登録しているゆうちょ銀行口座の口座名義 人の氏名変更手続についても、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口で忘れずに行ってください。



# 医療費の助成を受けている方は届出を!

◆地方自治体から医療費の助成を受けている方は、様式「地方自治体助成対象者届出書」を共済セン ター給付担当に提出してください!

提出されていない場合、共済組合からの高額療養費等と地方自治体からの医療費助成を重複して受 ける二重給付になります。

二重給付の場合、後日、共済組合又は地方自治体に返納していただくことになります。

※共済組合へ返納する場合、払込手数料は組合員負担となります。

#### <地方自治体の医療費助成とは?>

医療費の自己負担額の全部又は一部について都道府県、市区町村等から助成を受けることです。

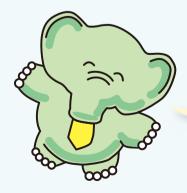
- ~ 主な地方自治体助成制度~(自治体ごとに異なります)
- ○乳幼児医療費助成制度(6歳未満は概ね該当)
- ○重度心身障害者医療費助成制度
- ○母子家庭医療費助成制度

#### ◆高額療養費等の送金が停止になっている場合があります!

高額療養費等は、請求書の提出を要さず、診療月から最短で4か月後に、組合員のゆうちょ銀行の口 座に直接送金していますが、地方自治体から助成を受けていると思われるときなど、誤支給を防ぐため に、共済組合の判断で支給を停止する場合があります。「ひとつの医療機関につき、1か月の医療費の自 己負担額の上限25,000円(注1)」を超えているのに、高額療養費等がまだ送金されないという方は、請 求書を提出していただく場合がありますので共済センター給付担当に照会してください。(注2)

《給付担当》

- (注1)世帯で、ひとつの医療機関につき1か月に21,000円以上の自己負担が複数生じた場合は、それらを合算することがで きるため、給付金の支給対象になります。
- (注2)給付事由が生じた日から2年間請求を行わないと、時効により給付を受ける権利が消滅しますので注意してください。



今回、掲載した届出のほか、人生のイベントで いろいろな届出や手続が必要です。 詳しくは、共済組合ホームページか 冊子「ゆうゆうライフMY共済」をご覧ください。

## がん検診費助成の対象となる検診の種類等 (4ページ関係)

#### 1. 対象となるがん検診

胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がんの5検診に限ります。

#### 2. 検診費について

1検診につき3,500円が上限です。検診費が3,500円に満たない場合は、3,500円と検診費の差額の範囲で交通費も請求でき ます。ただし、助成対象は、公共の交通機関の利用料金で、自家用車のガソリン代、高速料金、タクシー料金等は対象外です。

#### 3. 助成回数

1つの検診につき年度内1回限り

#### 4. その他

領収書の原本が公的補助申請等に必要な方には返却しますので、その旨メモを添付してください。

また、血液検査であるすべての各種腫瘍マーカー(PSA・CEA・CA125等)、PET検査、ピロリ菌検査、HPV(ヒトパピローマウィ ルス検査)、子宮超音波検査、保険適用の検査及び人間ドック検診の費用にすでに含まれている検診は、がん検診助成対象外です。

なお、人間ドックの検査項目にあらかじめ含まれている胃バリウム検査を胃カメラに変更した場合に生じる追加料金は、がん検診費 助成対象外です。(人間ドック助成の対象にもなりません)

## 被扶養者の年間収入の算出方法 (6ページ関係)

パート等で毎月の収入に変動がある場合は、連続する3か月の平均額が108,333円以下であることが条件になります。(通勤手 当等を含む控除前の総支給額で算出します)

なお、連続する3か月の平均額が108,334円以上となり、その状態が引き続くと見込まれる場合は、その3か月目の給与支給日か ら被扶養者の資格を取り消す必要がありますので、共済センターへ速やかに被扶養者申告書、確認資料及び被扶養者証(カード)を送 付してください。

- ※採用時の雇用契約条件書等で年間収入が130万円(月額108,334円)以上となることが明らかな場合は、採用日から認 定取消しとなります。
- ※雇用条件の変更により年間収入が130万円以上となることが明らかになった場合も、雇用条件の変更日から認定取消し となります。

〈3ヵ月の平均の算出方法と認定・取消のタイミング〉

① 4月+5月+6月の総支給額の平均 ≤ 108,333円の場合

4月 70,000円 5月 80,000円 6月 120,000円

 $(70.000 \text{ H} + 80.000 \text{ H} + 120.000 \text{ H}) \div 3 = 90.000 \text{ H}$ 

年収130万円未満の者として6月の給与支給日以後も引き続き認定

② ① のあと、「5月+6月+7月の総支給額の平均 ≥ 108.334円」となった場合

5月 80,000円 6月 120,000円 7月 130,000円

(80,000円+120,000円+130,000円)÷3=110,000円

年収130万円以上として7月分の給与支給日\*で取消

#### \*注意!

8月以降も、引き続き同程度(月額の平均で108,334円以上)の収入があると見込まれる場合は、被扶養者を取り消す必要があります。

3 2 のあと、「10月+11月+12月の総支給額の平均 ≤108,333円」となった場合

12月 100,000円 5月 6月 7月 10月 100,000円 11月 70,000円

(100,000円+70,000円+100,000円)÷3=90,000円

130万円未満の者として、12月分の給与支給日から再認定\*

1月以降も、引き続き同程度(月額の平均で108.333円以下)の収入となり、1年間の収入見込み額が130万円を超えないと見 込まれる場合に限り、再認定を受けることができます。



# 日本郵政共済組合(共済センター)への連絡先など

### (1) 電話によるお問い合わせは

## 日本郵政共済組合コールセンター 電話番号:0120-97-8484

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間/午前9時00分~午後6時00分

(土、日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く)

※電話番号はお間違いないようにお願いします。



## ② 最新情報や各種手続の確認・請求書等用紙の入手は

## 日本郵政共済組合ホームページ http://www.yuseikyosai.or.jp/

皆さまからお寄せいただいた照会などを参考に随時更新しています。

各種手続のご案内や請求書等の用紙類を掲載していますので、申請や届出を行う前に ご覧ください。また、インターネットをご利用になれない方への用紙類の送付など、各種 お申出は、コールセンターで受け付けます。

### 日本郵政共済組合モバイルサイト http://www.yuseikyo-m.jp

外出中や自宅にパソコンがないなど、共済組合ホームページをご覧になれない時でも、 イベント発生時、どのような手続が必要となるかが確認いただけます。

※2次元コード(QRコード)からの読み取りもできます。

※2次元コード対応のカメラ付き携帯電話をご利用ください。



## 3 各種申請・請求書類のあて先は

#### T330-0081

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター ○○担当 あて

※ 各種申請、届出及び請求の処理を迅速に行うため必ず 担当名を記載してください。

、担当名及び担当事務の一覧は共済組合ホームページか) 「ゆうゆうライフMY共済' 09」を参照してください

※ 郵送料金は組合員負担となります。

